

交通遺児激励金などの支給事業を行っています



交通事故によりかけがえのないお父さん、お母さんなどを亡くされた交通遺児（高等学校卒業まで）の方々に対する激励金などの支給事業を行っています

- ☆ 目的 ☆ 交通遺児激励金を支給することで、交通遺児を激励し心身の健全な育成を図ることを目的としています
- ☆ 対象者 ☆ 交通事故により、保護者（親権を行う者、後見人その他の者であって、児童を現に監護し養育している者）を失った乳幼児、小・中学校、高等学校などに就学中の交通遺児の保護者で周南市に住民基本台帳に記載がある人
※保護者でなくなったとき、再婚および同様の状態にある場合を除く
- ☆ 支給額 ☆ 義務教育就学前の交通遺児一人につき…年額2万円以内
小・中学校・高等学校などに就学中の交通遺児一人につき…年額3万円以内
小・中学校などに来春入学する交通遺児一人につき入学祝い金3万円以内
中学校などを来春卒業する交通遺児一人につき卒業祝い金5万円以内
- ☆ 申請方法 ☆ 申請者（現在の親権者などである保護者）が以下の書類を持参または郵送にて下記問い合わせ先で受け付けます
- ☆ 必要書類 ☆ ① 申請書（HP上から印刷可、郵送希望の方はメール、電話にて受け付け）
② 交通事故証明書
③ 死亡診断書
④ 戸籍（除籍）全部事項証明
※前年度に支給を受けた人は、②③を省略できます
- ☆ 申請期限 ☆ 毎年1月31日（但し、31日が土日の場合最終金曜日）までに必着
※1～3月に対象となった人は、その日から一カ月以内に申請して下さい

交通遺児すこやか基金

交通事故で保護者を失った子どもを激励する基金を設けています。
趣旨に賛同する皆さんからの寄付を下記問い合わせ先にて受け付けます。

問い合わせ先

〒745-0851 周南市大字徳山10406

周南市交通教育センター

電話・FAX：(0834) 28-3313

Mail：kotsucent@m2.ccsnet.ne.jp

